

第7 業務管理体制

1 業務管理体制の概要

認可及び確認を受け、特定教育・保育施設設置者や特定地域型保育事業者になると、子ども・子育て支援法により法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられます。

この体制は、不正事案の発生防止と利用者のサービス確保の観点から、事業運営の適正化を図るため整備されるものです。

設置者・事業者が整備すべき業務管理体制は、確認を受けている施設又は事業所の数に応じて定められています。

【設置者・事業者が整備する業務管理体制について】

施設等の数	20未満（個人立を含む）	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容			外部監査などによる「業務執行の状況の監査」を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」）の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者の選任

※ 施設等：確認を受けた施設・事業所

「法令遵守規程」について…

業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）には、子ども・子育て支援法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はありません。例えば、日常の業務運営に当たり、子ども・子育て支援法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、設置者・事業者の実態に即したもので構いません。届け出る「法令遵守規程の概要」については、改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかるもので構いません。また、規程全文を添付しても差し支えありません。

「業務執行の状況の監査」について…

設置者・事業者が社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人、株式会社等であって、すでに関係法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が子ども・子育て支援法及び同法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって子ども・子育て支援法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、設置者・事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての施設等に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば施設等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、設置者・事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

届出先区分

届出者	届出先	備考
越谷市のみに施設等を有する	越谷市長	越谷市の様式を利用
埼玉県内複数の市町村に施設等を有する	埼玉県知事	埼玉県の様式を利用し、直接埼玉県へ提出 届出先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1 5-1 埼玉県福祉部少子政策課(子ども・子育て支援担当)
埼玉県以外にも施設等を有する	内閣総理大臣	内閣府への届出様式を利用し、直接内閣府へ提出 届出先 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府子ども・子育て本部(子ども・子育て支援担当) 業務管理体制検査官

届出先内容

施設等の数	届出内容
20 未満	・法令遵守責任者の氏名生年月日
20 以上 100 未満	・法令遵守責任者の氏名生年月日 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
100 以上	・法令遵守責任者の氏名生年月日 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 ・業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 施設等：確認を受けた施設・事業所

*届出先区分に変更があった場合は、変更前及び変更後の届出先の双方に届出をすること。

2 業務管理体制の変更

業務管理体制について、次の事項に変更がある場合は、業務管理体制に係る変更届を提出してください。

- ・設置者(事業者)の名称又は氏名
- ・主たる事務所の所在地及び連絡先
- ・代表者の職名、氏名、生年月日及び住所
- ・施設等の名称等及び所在地
- ・法令遵守責任者の氏名、生年月日及び所属部署等
- ・業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ・業務執行の状況の監査の方法の概要

提出書類

◆指定様式あり

◆業務管理体制に係る変更届出書(第13号様式)

提出期限

変更後速やかに

(児童福祉法や認定こども園法による変更届とあわせての提出も可)